

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社大光銀行		コード	8537
提出日	2023/6/2	異動(予定)日	2023/6/23	
独立役員届出書の提出理由	2023年6月23日開催の株主総会をもって独立役員である渡辺隆社外取締役が退任することに伴い、新たに社外取締役に選任予定の高橋正秀氏を独立役員として指定するため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	細貝 巖	社外取締役	○													○		有
2	坂井 啓二	社外取締役	○													△		有
3	中村 稚枝子	社外取締役	○													△		有
4	高橋 正秀	社外取締役	○													○	新任	有
5																		

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	細貝巖氏と当行との間には預金及び貸出取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	当人について、一般株主と利益相反が生じるおそれが疑われるような属性等は存在しておらず、経営陣から独立した立場で、利害関係を経営陣と有しない独立性が保たれており、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断し、独立役員に指定します。
2	坂井啓二氏は、当行会計監査人である有限監査法人トーマツに勤めていましたが、2009年12月に退職しています。また、坂井啓二氏と当行の間には預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	当人について、一般株主と利益相反が生じるおそれが疑われるような属性等は存在しておらず、経営陣から独立した立場で、利害関係を経営陣と有しない独立性が保たれており、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断し、独立役員に指定します。
3	中村稚枝子氏は、当行寄付先である社会福祉法人新潟のちの電話の理事を務めていましたが、2021年6月に退任しています。また、当行の同法人への寄付額は年間5万円(賛助会員の会費)であり、多額ではありません。中村稚枝子氏と当行の間には預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	当人について、一般株主と利益相反が生じるおそれが疑われるような属性等は存在しておらず、経営陣から独立した立場で、利害関係を経営陣と有しない独立性が保たれており、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断し、独立役員に指定します。
4	高橋正秀氏は、現在、株式会社新潟日報社顧問、株式会社新潟日報メディアネット代表取締役会長を務めています。当行と株式会社新潟日報社との間には、預金取引、広告取引、相互保有持株がありますが、いずれも僅少であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。当行と株式会社新潟日報メディアネットの間には、預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。また、高橋正秀氏と当行の間には預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	当人について、一般株主と利益相反が生じるおそれが疑われるような属性等は存在しておらず、経営陣から独立した立場で、利害関係を経営陣と有しない独立性が保たれており、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断し、独立役員に指定します。
5		

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。